令和5年度 第七管区海上保安本部航路標識協力団体募集要項

1 航路標識協力団体の募集について

海上保安庁では、灯台などの航路標識を地域のシンボルや観光資源として捉え、敷地の清掃や草刈、地域イベントの開催といった様々な活動を行っている方々を海上保安庁と連携して活動する【航路標識協力団体】に指定し、その活動を支援することで航路標識管理体制の充実を図るとともに地域の活性化に貢献しています。

募集は毎年1回行っており、本年の公募期間等は以下のとおりです。

2 公募期間

令和5年11月1日(水)から同年12月15日(金)まで

3 航路標識協力団体の活動

次の①から④のうち1つ以上の活動です。

- ① 工事又は維持(灯台の塗装や清掃、点検など)
- ② 情報又は資料収集及び提供(灯台に関する資料の収集など)
- ③ 調査研究(灯台の歴史調査、構造調査など)
- ④ 知識の普及及び啓発(灯台の一般公開、資料の展示、ツアー、ワークショップなど)
- ⑤ ①~④に附帯する収益活動(入場料や参加費の徴収、記念品販売など※①~④に必要な経費を賄う範囲に限る)

4 申請資格

次の全てに該当する団体です。

- ① 代表者が定まっている
- ② 規約又は準ずるものがある
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われている
- ④ 団体の構成員が5名以上いる
- ⑤ 設立からおおむね5年を経過している
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を目的としない
- ⑦ 暴力団等の利益となる活動を行う者ではない

- ⑧ 直近1年間の税を滞納していない
- ⑨ 公序良俗に反する行為を行っていない
- ⑩ 協力団体としての活動以外では、航路標識協力団体と称して活動を行わない

5 申請書類

申請には、指定を希望する航路標識や期間(最大5年間)、団体名等を記した申請書のほか、次の書類が必要です。

- ① 規約や収支計算書、納税証明書など申請資格①~⑤及び⑧を証明する書類
- ② 申請資格⑥~⑩に関する誓約書
- ③ これまでの活動を記載した活動実績報告書
- ④ 協力団体として行う活動を記載した活動実施計画書
- ⑤ 灯台の一般公開、ワークショップ等の要領やマニュアル
- ⑥ その他、海上保安庁が必要と認める書類

6 審査・指定

申請書類を審査し、申請資格や活動内容が適正であることが確認できれば航路標識協力団体に指定し、指定証を交付します。

航路標識協力団体の名称、住所等は、海上保安庁のホームページで公示します。

7 申請・問い合わせ先

申請先は、指定を希望する航路標識を管理する海上保安部です。

詳しくは、最寄りの管区海上保安本部又は海上保安部へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

· 第七管区海上保安本部交通部企画課

801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 TEL 093-332-5546

・仙崎海上保安部

759-4106 山口県長門市仙崎 1026-2 TEL 0837-26-0241

· 門司海上保安部

801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 TEL 093-321-3215

·若松海上保安部 808-0034 福岡県北九州市若松区本町 1-14-12 TEL 093-761-2497 ·福岡海上保安部 812-0031 福岡県福岡市博多区沖浜町 8-1 TEL 092-281-5866 ·三池海上保安部 TEL 0944-53-0521 836-0061 福岡県大牟田市新港町1 ·唐津海上保安部 TEL 0955-74-4323 847-0861 佐賀県唐津市二タ子 3-214-6 ・長崎海上保安部 850-0921 長崎県長崎市松が枝町 7-29 TEL 095-827-5133 · 佐世保海上保安部 857-0852 長崎県佐世保市干尽町 4-1 TEL 0956-31-4842 · 対馬海上保安部 TEL 0920-52-0640 817-0016 長崎県対馬市厳原町東里 341-42 ・大分海上保安部 870-0107 大分県大分市大字海原字地浜 916-5 TEL 097-521-0112

8 その他

申請書の様式や審査基準、申請手続きに関する詳細を定めた「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」を海上保安庁のホームページで公開していますので、こちらもご覧ください。(「海上保安庁 航路標識協力団体 ガイドライン」で検索)